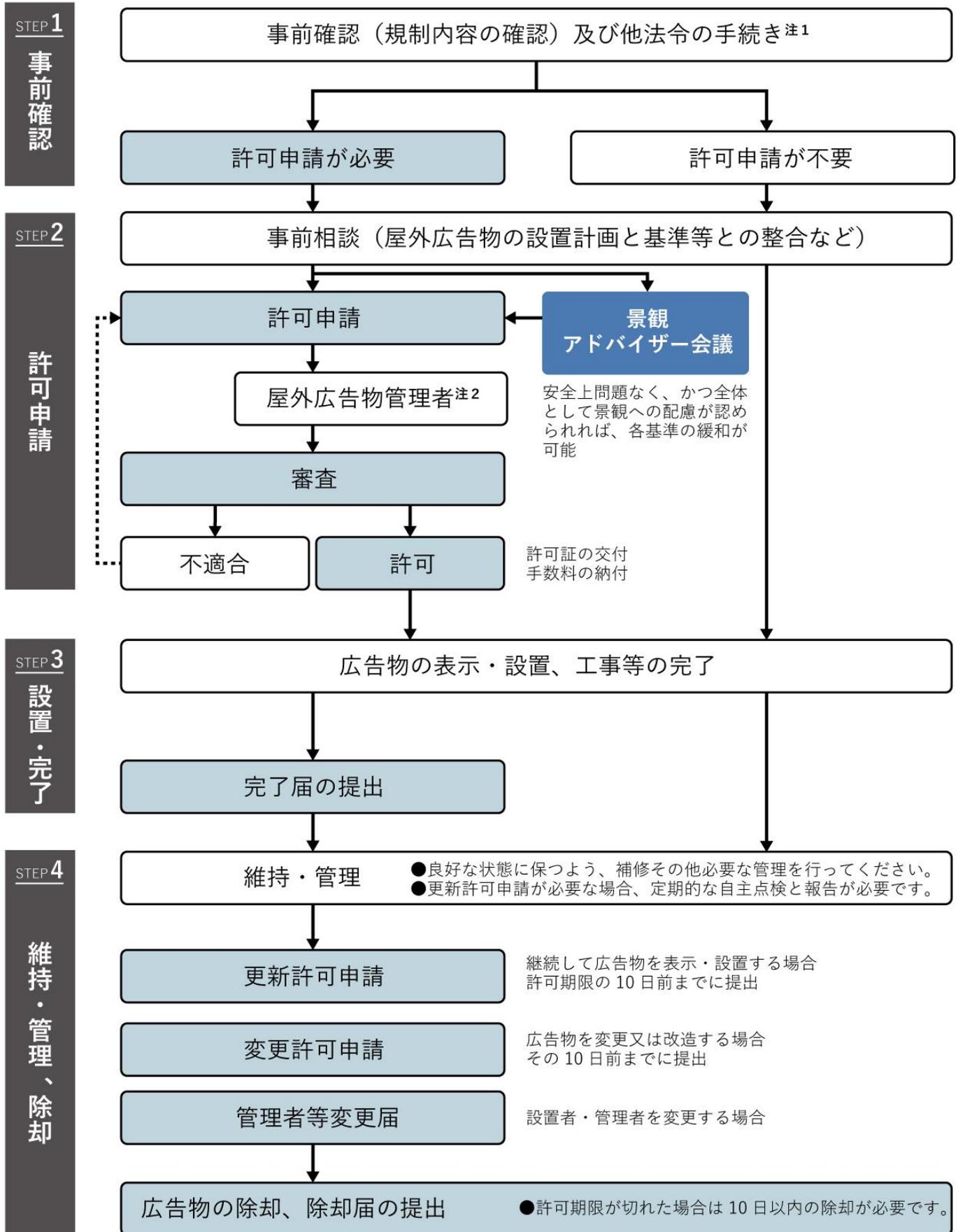


屋外広告物許可申請手続きの流れ



注1：例えば、高さが4mを超える広告物は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。道路上に広告物を表示・設置する場合は、道路占用許可（各道路管理者）や道路使用許可（道路を管轄する警察署）が必要です。

注2：簡易な屋外広告物を除き、固定広告物を表示・設置する場合は、広告物管理する者の設置が義務づけられています。また、鉄骨造りや石造り等で建築主事の確認を受けた広告物を管理する者は、「建築士（木造建築士は除く）」「屋外広告士」のいずれかの資格を有する者でなければなりません。